

点呼記録簿(15日用)

年 月

事業者名	
営業所名	

統括運行管理者	運行管理者	補助者

運転者氏名

日付	作業割当 (行先等)	自動車の 登録番号 又は車番	乗務前点呼							中間点呼							乗務後点呼							アルコール 検知器 点検						
			点呼 時間	点呼 方法	アルコール 検知器 使用 有無	酒気帯び の有無 目視等 の確認	確認事項			点呼の 執行者	指示 事項等	点呼時間 及び場所	点呼 方法	アルコール 検知器 使用 有無	酒気帯び の有無 確認 結果	確認 事項		点呼の 執行者	指示 事項等	点呼時間 及び場所	点呼 方法	アルコール 検知器 使用 有無	酒気帯び の有無 の確認		確認 事項		点呼の 執行者	指示事項等 (交代運転者に 対する通告)		
							①	②	③							①	②								①	②			①	②
							日	時間	日							時間	日								時間					
1			・	面電						・	面電							・	面電											
2			・	面電						・	面電							・	面電											
3			・	面電						・	面電							・	面電											
4			・	面電						・	面電							・	面電											
5			・	面電						・	面電							・	面電											
6			・	面電						・	面電							・	面電											
7			・	面電						・	面電							・	面電											
8			・	面電						・	面電							・	面電											
9			・	面電						・	面電							・	面電											
10			・	面電						・	面電							・	面電											
11			・	面電						・	面電							・	面電											
12			・	面電						・	面電							・	面電											
13			・	面電						・	面電							・	面電											
14			・	面電						・	面電							・	面電											
15			・	面電						・	面電							・	面電											

1. 点呼方法の「面」とは、対面での実施をいい、「電」とは、電話等での報告をいいます。2泊3日以上のように、乗務前・乗務後の両方とも、運転者が所属する営業所で対面での点呼が出来ない場合は電話等の方法で乗務前点呼、乗務後点呼を実施し、さらに、乗務途中においても少なくとも一回は電話等で点呼を行うことが義務付けられています。この乗務途中に行う点呼を「中間点呼」といいます。

2. <アルコール検知器の常時有効な保持>について

【毎日確認すべき事項】

- ① 電源が確実に入ること
- ② 損傷がないこと

【1週間に1回以上確認すべき事項】

- ① 酒気を帯びていないものが検知器を使用した場合に検知しないこと
- ② アルコールを含有する液体(洗口液等)を口内に噴霧したうえで、検知器を使用した場合にアルコールを検知すること

